

令和5年10月13日  
病院局県立病院課  
柞原、福田、中村  
電話 087-832-3310  
内線 3270、3280、3276

## 県立中央病院に対する高松労働基準監督署からの是正勧告について

令和5年7月5日に、高松労働基準監督署から、県立中央病院において36協定で定める上限時間等を超えて超過勤務をさせていたことについて是正勧告を受けた。

### 1 是正勧告書の内容

- ①医師について、時間外労働に関する協定で定める延長時間を超えて労働させていること。
- ②医師以外の職種について、特別条項付きの時間外・休日労働に関する協定の範囲について、限度時間を超える一定の時間及び限度時間を超えることのできる回数を超えて労働させていること。
- ③医師以外の職種について、1か月の時間外労働及び休日労働の合計が100時間以上となっており、時間内労働及び休日労働の合計が2ないし6か月平均で1か月当たり80時間を超えていること。
- ④1か月60時間以内の時間外労働に対し、2割5分以上の率、1か月60時間を超える時間外労働に対し5割以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。
- ⑤深夜労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。  
(令和5年4月分について不足額を遡及して支払うこと。)

### 2 対応

- ・医師の負担軽減について、医師確保に取り組むことを基本に、労働時間短縮のための各種の取組みを進めるとともに、医師事務作業補助者の確保に努めるなど、医療従事者全体の超過勤務の適正な管理と縮減に取り組んでまいりたい。
- ・上記1④⑤の割増賃金については、8月21日に不足額の追給を行った。